

再委託に関する取扱い

1. 概要

再委託に関する取扱いについては、委託事務の確実な履行確保の観点等から以下のとおりとします。

なお、本件の取扱いは、災害の発生による受託先の対応不能等の特別な事情が考慮される場合には、これによらず行わせることも可能とします。

2. 対象案件

請負及び委託の案件を対象とします。

3. 再委託の制限

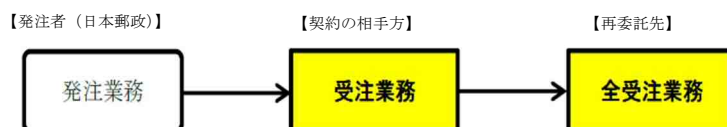
(1) 主要業務の再委託の禁止

以下の主要業務については再委託を行ってはけません。

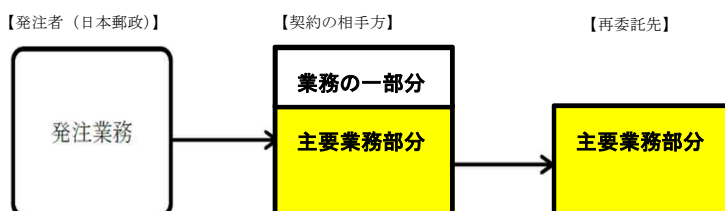
※主要業務とは、

- ・当該業務の目的を達成するために必要不可欠な業務
- ・当該業務における基本的な又は中心的なものに位置付けられる業務

- 一括して全てを第三者へ再委託(いわゆる「丸投げ」)するとき。



- 業務の一部は自ら実施するが、主たる部分を再委託するとき。

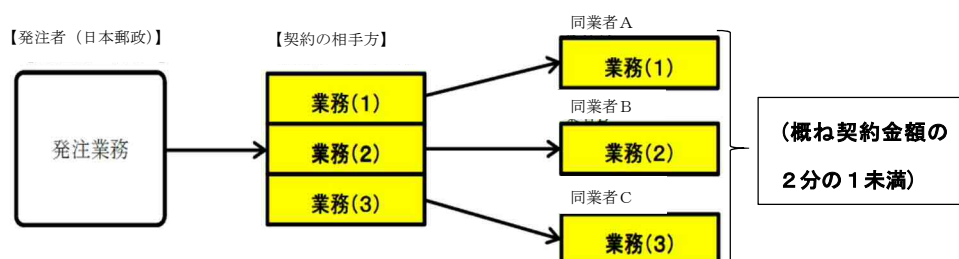


(2) 同業者への再委託の制限 (概ね契約金額の2分の1未満)

以下の例のように、同業者への再委託は概ね契約金額の2分の1未満とします。

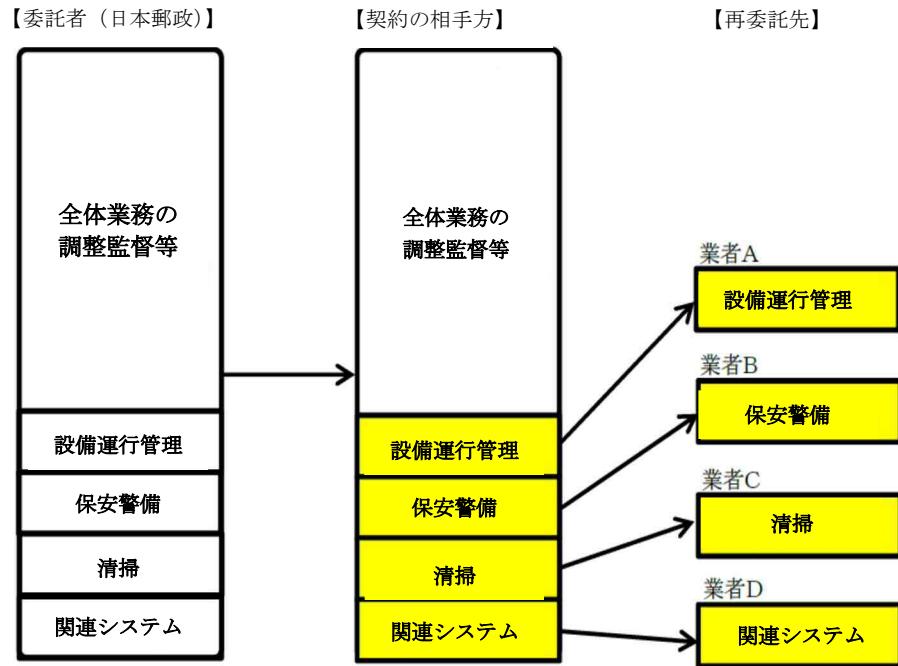
※入札に参加者した者(同業者)への再委託は禁止とします。

例 すべての業務を分割して複数の業者に再委託するとき。

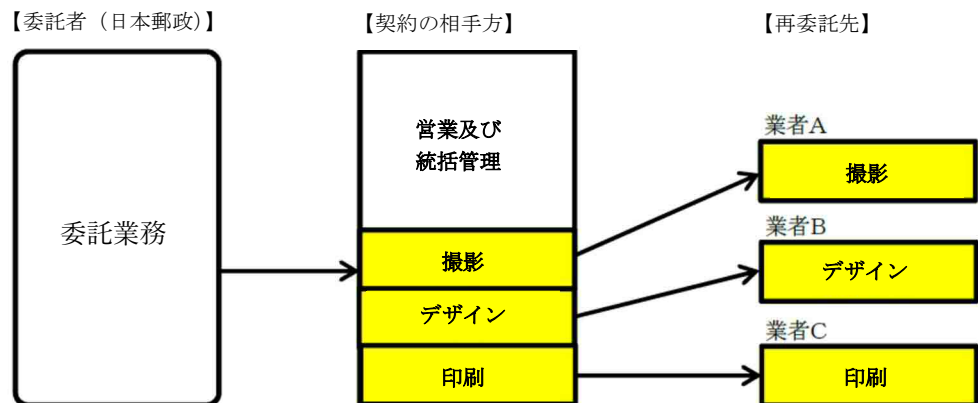


ただし、以下の例のように、技術的又は実務的に専門分野の業務を委託する場合にはこれによらず、再委託を可能とします。

例1 ビル管理・・・設備運行管理、保安警備、清掃、関連システム等を専門会社に再委託する場合。



例2 広告・・・撮影、デザイン、印刷等を各専門分野の子会社等へ再委託する場合。



例3 システム開発・・・大手のシステム会社が、自ら技術的に不足する部分をアプリ、基盤、ネットワークの各専門ベンダーやソフトウェアの各言語の専門会社へ再委託する場合。

(3) 再委託先以降の制限

再委託は原則、2次委託までとします。